

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所 輸入検疫担当
部署の業務内容	輸入される植物等の検疫

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	丁寧・誠実・親切な対応を常日頃から心掛けている。また、輸入検疫に関する情報提供にも心掛けている。外部からの苦情は受けていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの苦情等について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。苦情、要請を受けた場合の対応については詳細なルールはないが、内容を正確な把握し、理解をいただくための十分な説明を行うと共に、協議して対応策を講じることとしている。問題も生じていないことから公平性については問題ないものと考えている。なお、疑義情報の対応はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等については、掲示等により周知するとともに、大きな変更がある場合には、説明会を開催して周知を図っている。また、見学希望者及び関係機関等で実施されるイベントにおいて、業務の説明、施策の呼びかけ等を行っている。新たな施策を実施する際には、関係者に対して業務内容の説明を実施するとともに、参加者からの質問等に適切に回答する等の対応を行っている。植物防疫所では検査目的や方法等について広く周知することにより広く公平性を確保できるものと考えているが、これは全国規模で実施する説明会やホームページ等でも詳細な情報提供を行う等、広く国民の周知しており、公平性は保たれていると理解している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	植物検疫の目的である「病虫害の侵入・まん延防止の観点から農畜生産」を振興しているが、消費者の自由に植物を持ち込みたいとの利益とは一致しないと考えるが、日々の業務は中立性を念頭に実施している。所管の業界はないが、病虫害の侵入・まん延により被害を受ける農畜生産に従事する者と消費者の病虫害の付着しているものであっても自由に植物を輸入したいとの利害は一致しない。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入植物検疫で不合格になった植物について、廃棄・消毒等の措置を実施することになるが、消毒の際にくん蒸剤を使用している。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	不合格になった植物の消毒にあたっては、輸入植物検疫規程等に定められた基準を厳守して行っている。特に、くん蒸時間を厳守するため他の業務との時間調整を行っている。 他部署の実施する安全業務についておかしいと思う点はなく、また第三者からの他部署との連携不足を指摘されたこともないが、今後そのような事例があれば、迅速に連絡をとり対応することとしている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	くん蒸剤の使用にあたっては、定められた基準に基づき適正に使用していることを確認している。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
	(輸入検疫担当に対する意見は寄せられていない。)		